

平成28年第4回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年4月1日(金) 13時12分から15時52分

2. 開催場所 香美市役所 3階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原	心一						
会長職務代理	3番	公文	久郎	5番	森安	正			
委員	1番	三谷	富重	2番	大岸	高晴	4番	三木	克司
	7番	上島	陽子	8番	岡田	修一	9番	村田	正博
	11番	横山	実男	12番	西岡	久	13番	堤	昭雄
	15番	小松	和啓	16番	門脇	節夫	17番	山崎	彰
							18番	小松	源一

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

- 第1. 開会
- 第2. 市長挨拶
- 第3. 委員の紹介(自己紹介)
- 第4. 議長選出(議長代行)
- 第5. 議事録署名委員の指名
- 第6. 議案
 - 第1号 会長の選任について
 - 第2号 会長職務代理者の選任について
 - 第3号 一般社団法人高知県農業会議の会員の指名について
 - 第4号 部会別名簿の作成について
 - 第5号 農地利用最適化推進委員の選任について
 - 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第9号 非農地証明願いについて
 - 第10号 農地法第18条第6項解約通知報告について
 - 第11号 農地法第4条の規定による届出について(報告)
 - 第12号 農地法第5条の規定による届出について(報告)
 - 第13号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
 - 第14号 使用貸借終了農地返還通知について(報告)
 - 第15号 香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
 - 第16号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐々木	寿幸
事務次長	西村	安史
農地主幹	井上	和佳
農地主幹	山中	詩麻
農地係長	伊井	英智

7. 会議の概要

開 会 (13時12分)

事 務 局

それでは、定刻の時間が参りましたので、ただ今より平成28年第4回香美市農業委員会を開催します。それでは、市長、挨拶をお願いします。

市 長

皆様、改めましてこんにちは。平成28年第4回の香美市農業委員会を召集し

ましたところ、皆様方には年度変わりで公私とも大変お忙しい中こうしてご出席を賜りましたこと、まず、心より御礼申し上げます。さて、この農業委員会の会議は、この度の農業委員会法の改正によりまして、任意性による選出後初めて、開かれる会議でございます。農業委員会につきましては、戦前からの歴史では、78年という歴史をもつわけでございまして、昭和26年には戦後の農地改革の成果を固定化しようということで新法が成りまして、以来66年農地の番人としての役割果たして参ったわけでございます。それだけに、この度の改正につきましては市町村長の権限が大きくなって、市町村長の意向に沿った農地の転用がなされるのではないかとといった、危惧、批判もあったことは事実であります。しかしながら、農業委員会におきましても、農業、農地情勢の変化に伴った柔軟な対応、あるいは能動的な変化が必要な状況、そういった面が大変大きくなってきております。また、農地の集積でありますとか、遊休地化の抑制といったことについての要望も、その農業委員会の役割の大きさも求められていえるところでございます。農業委員会につきましても、香美市におきましても農業は主産業でございます。農業が活性化すれば町も活性化する、農業が元気でなくなれば町も元気でなくなる、という状態でございますので農業委員会につきましては引き続き、農地の番人としての役割をはたして頂くよう、市としては可能な限りの支援を惜しまない所存でございますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

結びになりますけれども、香美市農業委員会の益々の発展、香美市の農業の発展、そして皆様方のご健勝と今後一層のご活躍を心からご記念申し上げまして甚だ簡単ではありますが私からのご挨拶にかえさせていただきます。どうか皆様、今後ともよろしくお願いをいたします。

事務局

どうもありがとうございました。市長はこの後公務がたくさんありますので、これをもちまして退席をさせていただきますこと、ご了承いただきたいと思います。

—— 市長 退席 ——

事務局

それでは、農業委員会を開催するにあたりまして、改選後今日は初めての会です。進行につきまして会長決定までの間、事務局の方で務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

たくさんの方に3月に送別会をしていただきまして、ありがとうございます。3月15日に再任用の承諾をいたしまして、本日から再任用職員といたしまして、産業振興課長、また、農業委員会事務局長、兼務ということで1年間務めさせていただきます。またよろしくお願いいたします。

では、先ほど、議席についてくじで決めさせて頂いておりますけれども、19番、公文さんの席は会長となられた方と交代する形となりますのでよろしくお願いしたいと思います。

では、事務局から事前にお配りした資料と本日お配りした資料の確認を行いたいと思います。

事務局より事前に配布した資料と本日の資料の確認をする。

事務局

それではですね、組織会の前に事務局の紹介をさせていただきます。

自己紹介

今までどおりですね、本庁と香北、物部支所につきまして連携しておりますので、支所の方へも遠慮なくご相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、各委員の方々の自己紹介をお願いしたいと思います。時間の都合もござ

いますので、お名前と地区名で結構ですのでお願いいたします。

各委員の自己紹介

事務局 どうもありがとうございました。会長が決定されるまでですね、議長の代行をお願いしたいと思いますが、どなたかいませんか。

—— 立候補者無し ——

事務局 事務局の方で案を示させて頂きたいですがよろしいでしょうか

—— 異議なし ——

事務局 ではですね、最年長でございます公文久郎委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

—— 異議なし ——

事務局 それでは、公文委員、よろしくお願い致します。

委員(19番) 物部町公文です。慣例でありますので議長を、会長が決まるまでの議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長代行 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。議席番号1番 三谷さん、2番 大岸さん、2名、よろしくお願いいたします。
本日の欠席委員はおりません。農業委員会の委員総数は19名となっております。全員の出席となっております。総会は成立しております。
議案第1号 会長選任についてであります。香美市農業委員会規程第2条第1項により会議において委員が互選するとなっております。どのような方法がよろしいでしょうかお諮りしたいと思います。

委員(5番) 指名推薦はいかがでしょうか。

議長代行 ただいま、指名推薦というご意見でしたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

—— 異議なし ——

議長代行 異議はないようですので、え～、指名推薦で行いたいと思います。その前に、地区の話し合い等は必要ありませんか。
一応やった方がよいだろうか。そうしますと、暫時休憩いたします。再会を、今この時計で25分ですので、5分くらいでいいでしょうか。それでは5分くらい休憩いたします。

—— 休 憩 ——

議長代行 それではよろしいでしょうか。全員おそろいですので、休憩前に引き続き、会議を招集いたします。

先ほど、あの、指名推薦と、推薦というご意見で決定しておりますので、推薦の場合ですね、自薦と他薦がございます。最初に立候補者、自薦がありましたら発表して頂きたいと思いますが、手は挙がりませんか。

委員(18番) それでは、無いようですので、他薦、指名推薦に移らせていただきます。指名

推薦がある方は発表して頂きたいと思います。

委員(12番) 山田地区は、原委員さんをお願いしたいと思います。

議長代行 その他にございませんか。

委員(5番) うちもちょっと話しました。原委員を推薦します。

議長代行 物部の場合はありませんか。

委員(18番) 同じくです。

議長代行 え～、ただ今あの、指名推薦がありまして、指名推薦による被推薦人は1名です。原 心一さんということでもありますので、ここでお諮りしたいと思います。会長を原 心一さんにしてよろしいか、賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全員 挙 手 ——

議長代行 はい、ありがとうございます。全員賛成でありますので、原 心一さんを会長に、推薦、決定いたしました。よろしくお願いいたします。

会長が決まりましたので、私の役目はこれで終わらせて頂きます。次の議事からは会長が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。どうも、ありがとうございました。

事務局 議席番号は3番の原 心一さんが19番になって、19番の公文さんが3番になります。

議 長 それでは、一言ご挨拶を申し上げます。農地法の改正によってですね、農業委員会の姿も変わるような形になりました。皆様方ご承知のこととは思いますが、今までおった農業委員の数が半減したわけでございますけれども、そうした中においてもですね、香美市が県下でも一番最初のスタートということで、4月1日のスタートになりました。今年中に4市町村が新しくスタートするという風に聞いておりますけれども、また初めてのことでありましてですね、もう既に、農業委員の選任にあたっては、香美市はどういう風にして、決めましたか、という相談も事務局の方にたくさんあっているという風に聞いております。おかげさまで事務局のスムーズな運営によりましてですね、当香美市におきましては、委員の皆様方も順調に何の問題も無くですね、こうして決定をされまして、先ほど市長の方から委嘱をされたところですが、今後とも皆様方には何かと忙しい中ですね、お繰り合わせいただき、会にもまた色んな行事にもご出席頂かないかと思っていますが、よろしくお願いいたします。また、職員の皆様におかれましては、変わられる人もいます。また、本来でありますと、京の後で、歓送迎会ということもやっておりますたけれども、今日は、議題がたくさんあってですね、時間内に消化が出来んか分らんということもありまして、後でもご報告させていただきますが、5月に歓送迎会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。先程、佐々木局長の方からも話がありましたが、局長も今度もう一回引き続いて局長を務められるということです。既に1年間やっていただいて慣れておられますので、非常に安心しておりますが、今度西村君が新しく上下水道課から転任をされておられます。その代わり都築さんが転出ということでですね、4年お世話になったわけですが、まあ、異動があったわけですが。ただし、私、物部の方については初めてで、面識がないわけですがまたよろしくお願いいたします。香北はまた、引き続いてやっていただけないかということです。職員におきましては、前田さんが再任用で1年きていただいておりましたけれども、やめられるということでやめられましたので、誰か、臨時職

員でお願いができませんかということで、西岡さんが臨時職員として赴任していただくことになりました。自己紹介もありましたが、農協に務めていた関係でですね、よく顔も存じておりますし、また我々の話し合いの中でも、色々と話がしやすいかと思っております。不慣れなところもあろうかと思いますが、1年間よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、会議規則第3条に基づきまして、会長が議長となり議事を整理するとなっております。会長のほうで引き続きよろしくお願い致します。

議長

総会の開催は、今までの委員会において協議調整がなされてまいりましたけれども、月初めの第1木曜日の会ということで、開催場所が、香北町、土佐山田町と交替で開催をしていくということの申し合わせがされていますが、このように進めさせて頂いてよろしいかお諮りしたいと思います。これでかまいませんか。

—— 異議なし ——

議長

異議が無いものと認めます。そのように開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

では、議案第5号 会長職務代理者の選任について議題とします。

農業委員会等に関する法律第5条第5項、及び香美市農業委員会規程第2条第2項に基づき、会長職務代理者を2名、互選に準じて決定するという事になっていますが、どのようにするかをお諮りしたいと思います。ご意見ございませんか。

委員(16番)

例年のような形で、山田から会長がでておりますので、他の町村から1名ずつでもらうようにお願いしたいと思います。

議長

そういうことですので、物部、香北でですね、1名ずつご推薦頂きたいわけでございますけれども、今までの中で、まあ、協議されて、決定をしておいでですらう。順次、香北、どなたか。

委員(16番)

森安さんに。

議長

物部は。

委員(18番)

公文さんに。

議長

森安さんと、公文さんに、お願いをするということで、意見を頂いておりますが、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

—— 全員挙手 ——

議長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。よろしくお願いをいたします。続きまして、議案第3号 一般財団法人高知県農業会議員の会員の指名について議案といたします。事務局より補足説明をお願いします。

事務局

一般社団法人高知県農業会議の定款の中でですね、第6条第4項第1号の規程により、高知県農業会議の会員は高知県内の市町村におかれる農業委員会の会長または当該農業委員会の指名した委員を会員とするとなっております。以上です。

議長

そういうふうなことになっておるということですが、県の農業会議、今までは

農業会議という形でしたが、今は一般財団法人高知県農業会議というふうに名前が若干一般財団法人という名前がついております。そんな関係でですね、その会にですね会長を決定したいわけですが、そこでですね、一般財団法人に会長、今までではですね、会長、私が出席致しておりましたけれど、どのようにしたらいいかちょっと、皆さん方でご協議していただいてですね、決定をしたいと思いますが。

それではすみません、県農業会議の会員は定款に基づくことで、私が会員となることで意義はありませんか。

—— 異議なし ——

議 長

異議なしということですので、私のほうがですね県の農業会議に定款に基づいて香美市の代表になるということで決定させていただきます。

続きまして、議案第4号 部会別の名簿の作成についてを議案と致します。

香美市農業委員会の農地部会、農業振興部会は法律に基づく部会制となっており、各部会の議決権はありません。活動事項の身軽さのために部会編成ですのでご承知いただきたいと思いますと思いますが、同時に地区担当にも決定する農業委員会委員名簿に基づくものです。お手元に事務局案をお配りしておりますので、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局

はい、委員の方にはですね、初めての方もおいでだと思いますので、まずは農地部会と農業振興部会の仕事について項目を説明させていただきます。

農地部会としましては、農地法等に係る農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関すること、農業経営基盤強化促進法に関すること、土地改良法等に係る農地等の交換分合に関すること、この三つが主な仕事となっております。

農業振興部会につきましては、農業等に関する振興計画及び実施の推進に関すること、農業生産・経営等に関する調査・研究、意見の公表及び諮問に対する答申、農業構造改善の実施推進に関すること、農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関すること、以上のような仕組みとなっております。

それで、お手元にお配りしてある香美市農業委員会委員名簿について説明させていただきます。

担当区域や前の組織の一定の調整をして編成をしております。

前の班編成を基に再編後の後任の方をですね、それぞれの部会、先ほど申しました振興とか農地というところですよ。に、配置をして作成し、担当地区については前の形ということでちょっと細かいですけど作成しております。

以上です。

事務局

この紙ですが皆さんお分かりでしょうか。

A4の縦です、上半分ぐらい記入のあるこの名簿のほうです。

担当地区につきましては右から四つ目の欄に書いてございます。

また、先ほどの役職、部会につきましてはその横、右から三つ目そちらのほうに、振興若しくは農地というふうな形で部会名を書かさせていただいておりますのでご確認よろしく願いいたします。

議 長

皆様方にお配りをさせていただいた資料によって自分が農地部会なのか振興部会なのか良くお分かりやと思いますが、そういう風なことでですね、約半々の数をですねこういうふうに振り分けをさせてもらってますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

皆さんこれでご納得いただけますか。

—— 全 員 賛 成 ——

議 長

ただ、何か会を開いたりせないかん時についてはですね、やっぱり会長という

か、振興部会、農地部会の部会長も決めた方がいいと思いますけれども、私のほうからですねご指名をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—— 異議なし ——

はい、誠に申し訳ございませんが、振興部会に門脇 節夫君、農地部会に森安正さんに引き続いてお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。ご異議ございませんか。

議 長

—— 異議なし ——

はい、異議なしということでそのように決定をさせていただきます。
え〜、もう一点決めておかなければいけない事がありますが、農業者年金の加入促進部長をお願いをしたいと思いますが、この点につきまして私の方からご指名させていただいてかまいませんか。

議 長

—— 異議なし ——

はい、そういう事ですので誠に申し訳ございませんが、村田正博君にですね、後継者もおって比較的身軽に動けるという判断を私が勝手にさせていただいてますが、村田正博君をお願いをしたいとお思いますのでよろしくお願いをいたします。ご異議ございませんか。

議 長

—— 異議なし ——

はい、それでは以上組織会による議案は終了いたしました。
続きまして、議案第5号 農地利用最適化推進委員の選任についてを議案とします。
事務局からの説明をお願いいたします。

議 長

事務局

異動により担当を外れておりますが、過去してきた関係で私の方から説明をさせていただきます。
お手元にお配りしてます、農地利用最適化推進委員候補者評価書、括弧集計表という記事を使って説明をさせていただきます。
なお、この資料は推進委員さんについて決議がなされた後、回収をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局

A4のホッチキス止めの下にこのピンクのラインがあるものです。よろしいでしょうか。

事務局

まず、推進委員の候補者については広報の1月号やホームページ等で募集記事を出し準備しました。募集期間は1月4日から2月1日までの約1ヶ月間でしたが、定員18名に対して19名の応募がありました。18地区中で1地区、岩村地区においてのみ複数の応募があり、その他の17地区につきましては定数通り1名の応募となりました。農業委員会の事務局の方で滞納の有無や、荒廃農地台帳、荒廃の有無を確認しましたところ、この19名につきましては推進委員候補者になることが出来る有資格者であることを確認しました。で、有資格者でありましたので事務局ではこの資料の②の評価書の部分につきまして、適正を評価させていただきました。

どのように候補者を評価したのか、この評価書につきましても個人ごとにさせていただきました。まず3番目、③と付きました推進委員候補者応募申込書

をご覧ください。それを皆さんに出していただきまして、この提出された書類だけで評価をさせていただきました。事務局独自の調査は行わないということで、この提出された申込書だけで、ここに記載されていることのみで評価すると、ただし、疑義が生じた場合は同意書や契約書に基づく以下事項を調整するということで、全員の同じ事項に基づいて評価することにしました。評価の考え方と採点の仕方につきましては②番の評価書の方になっておりまして、評価内容を可視化するために長所のみを評価する加点方式、マイナスではなくプラスでいく方式を採用しております。で、香美市の推進委員であるので、市内、各地域の状況に精通していることが重要と考えて、市内在住者を評価しております。で、推進委員には改正法で、農地等の利用の最適化の推進に、熱意と進言を有するものを求めているので、農業に関する知識を有しているか否かが判断基準として、農業に関する経験の評価し、また、幅広い見識を有する者か、同格を持つことによって社会貢献や企業等の役職も加点しました。

また、地域農業への貢献度、地域農業への理想像の体現という観点から認定農業者や、その他の認定者も評価しております。ここには農家の理想像として大規模で経営効率の良い農家を求めているので、当委員会でも国の求めにそった人材を選出するという意味で耕地面積や労働能力、農業所得の数値の高さで評価しております。

性別及び年齢は改正法で、著しい偏りがちのしないように配慮しなければならないと書いているので、その点でも評価しております。以上につきましては準備委員会、初めての委員さんもおいでしますので、ちょっと説明させていただきますが、この新体制を作るにあたりまして昨年9月に総会で議決をいただいて、それと、会長と職務代理2名、事務局長の計4名で構成された会で必要な調査及び審議を行い、会議の結果は直近の定例会で報告をしてきました。その準備委員会の方で調整しました評価簿をこの総会でも認知いただけましたら評価内容を説明させていただきます。よろしいですか、会長。

議長 はい、そういう計らいですね、取り扱いでいいかどうか皆さん方からお聞きをしたいと思います。こういう項目でご異議ございませんかねえ。

—— 異 議 な し ——

議長 それでは異議はないようですので、事務局の方からですね評価書に基づいた選任の審議の説明をお願いします。

—— 事 務 局 説 明 ——

事務局 以上事務局の方から説明がありましたが、この評価書に基づいてですね、選任審議をしてよろしいでしょうか。異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議長 はい、異議なしということです。

それでは事務局の集計表について説明していただいたわけですが、以上のようなことから18地区中1地区、岩村地区が複数の応募がありました。

その他17地区につきましては定数のとおりで1名の応募でしたのでその方々に委嘱をすることになります。また、岩村地区の候補者については評価点の採点の高い依光 孝夫候補に選任することにしてよろしいでしょうか、いかがでしょうか。皆さん方からご意見を聞きたいと思いますが。これで異議ございませんかねえ。

—— 異 議 な し ——

議 長

はい、それでは異議なしということで依光孝夫候補に決定をしたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

それではここですnee、20分間位の休憩を取りたいと思いますので、前の時計で2時15分に再開をしたいと思います。この休憩時間の間に選任された推進委員の方々に辞令書を交付したいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。なお、この書類について回収をしますので順次回していただきたいと思います。

—— 休 憩 ——

議 長

それでは会を進めたいと思います。

先ほど農地最適化推進委員の皆様方に辞令を交付させていただきました。

また、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

それでは本日の議案に沿いまして、会議を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議をお願いをいたします。

(事 務 局

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は、香北町谷相字田中宗612番1、地目は田、面積は92㎡、外2筆計3筆で280㎡、譲受人の耕作面積は、15,940.83㎡、譲渡理由、経営縮小、譲受理由、経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料1、一反当り357,143円、総額100,000円です。

2番、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は、香北町蕨野字タビノクチ77番1、地目は畑、面積は179㎡、譲受人の耕作面積は3,204㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転の売買で、資料は2、10a当り200,000円で総額35,800円です。

3番、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町蕨生野字堂ノ前331番1、地目は田、面積は186㎡、譲受人の耕作面積は5,485㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転の売買で、資料は3、10a当り500,000円、総額93,000円。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも許可の要件には該当しないものと思われます。

以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長

格段無いようですので、採決に入りますがかまいませんか。

はい、それでは議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請、賛成の方の挙手を願います。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、どうもありがとうございました。全員賛成です。

続きまして、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いをいたします。

事務局

議案第7号 農地法第4条、許可申請について説明します。

申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請所在地は、香北町西川字土居屋式甲142番、地目は田、面積は855㎡の内33㎡、転用目的は納骨堂、建築延面積は12.25㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は4、委員は宗石委員です。なお、この土地は山間の県道沿線に位置する小規模農地集団内の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長

はい、説明が終わりましたが、調査員宗石さん補足説明をお願いします。

委員(10番)

はい、資料4を見ていただきたいと思いますが、この赤いボチが付いている隣の[REDACTED]という家がありますが、この家ではなくて、それから上の方、142番と書いたへんの約900m上に上がった[REDACTED]さんという方が、県道際に納骨堂を作りたいと言ってます。それから、近くの田の判も貰っており隣の田んぼには5m30cmか幾らかの距離もありまして、問題ないと思われます。

議長

はい、以上補足説明も終わりましたので、只今より質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議長

質問無いようですので採決に入りますが、かまいませんか。

—— 異 議 な し ——

議長

はい、それでは議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についての賛成の方の挙手を願います。

—— 全 員 挙 手 ——

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第8号 農地法第5条許可申請について説明します。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町角茂谷字へ助地1968番3、地目は田、面積は271㎡、転用目的は資材置場、工事車両駐車用地、権利の種類は賃借権設定です。建築延面積は0、区域区分は農用地、開発行為は不要です。資料は5番、調査員は原委員です。平成21年5月1日から平成29年9月30日までの一時転用です。以上です。

議長

はい、補足説明を私の方からさせていただきます。

写真を見ていただいたら分かると思いますが、この所から、どういいますか、奥へ入ったところでこの[REDACTED]という所が太陽光発電をする予定になってます。そこですね、ここまでに鉄塔4本を建てて、この地にですね鉄塔を建ててですね、工事をする関係上、一時転用ですね、転用させていただくということです。ここにも手書きで書いてありますが、平成28年5月1日から平成29年の9月の30日までの一時転用ですので、また元のように復帰をするということです。ご理解をいただきたいと思います。建設にあたって事務所とかトイレとか、それからここにレッカーを置いたりとか、それからレッカーで鉄塔を建てる時に作業したりするのに一時転用ということですのでご理解いただきたいと思います。

議 長

何かご質問はありませんか。この件につきまして。
鉄塔の用地は先般、すでに許可をいただいています。
質疑が無いようですので採決に入りますがかまいませんか。

—— 全 員 賛 成 ——

議 長

はい、それでは議案第8号 農用地、農地法第5条の許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いをいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、どうも有難うございました。
議案第9号 非農地証明願いについての説明をお願いをいたします。

事 務 局

はい、議案第9号 非農地証明願いについて説明します。

1番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宝町1丁目92番、地目は畑、面積は158㎡、外一筆、計2筆で348㎡、非農地化した理由は昭和40年1月頃、先代が住宅を建て現在に至る。調査員は西岡委員で資料は6です。

2番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町小田島字井流裏337番地1、地目は畑、面積は211㎡、非農地化した理由は、昭和45年月不詳、住宅を建築し住宅敷地として利用していたが、平成16年月不詳、当該住宅を取り壊しその後更地として現在に至る。調査員は村田委員で資料は7です。以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、番号1番の件につきまして西岡委員から補足説明をいただきたいと思います。

委員(12番)

資料6を見ていただいたらいいですが、あの、昭和40年頃に住宅を建設して現在に至っている。なお、市街化区域内の案件ですので別に問題ない。以上です。

議 長

はい、村田委員。

委員(9番)

はい、資料7を見ていただいたら分かるように、以前[REDACTED]さんという方が非農地証明申請されていましたが隣の土地でありまして、この塀で囲ってある所です。ここに昭和45年に家を建てて、平成16年に取り壊して更地になって現在に至ってます。[REDACTED]さんは、今現在香南市においでで、私が、[REDACTED]の行政書士の[REDACTED]さんから連絡がありまして確認に行ったところ、ここな土地を買いいたいという方もおいでになってまして、非農地証明が出ております。以上です。

議 長

1番については市街化区域内のですね、畑で残っておったものを宅地にするということなのでなんら問題ないと思いますが、2番についてはですね、家が・・・はいどうぞ。

事 務 局

はい、あの2番についてはですね、昭和46年の都市計画の線引き以前の宅地として、あの、既存家屋として認められると思いますので、住宅の建築は可能と考えます。まそこらへんにつきましては建設課のほうで再度協議がなされると思います。非農地証明につきましては問題ないと考えます。以上です。

議 長

以上補足説明まで終わりましたが、なにか皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、質問ありませんか。

推進委員の皆さん方も、ご質問があればけっこうですので質問してくださいね

え。

格段無ければ採決に入りますが、お構いございませんかねえ。

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは、議案第9号 非農地証明願いにつきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、どうも、全員賛成です、有難うございました。
続きまして議案第10号 農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いをいたします。

事 務 局 報告第10号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。
貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町影山字ミヨトキ132番1、地目は田、面積は679㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成28年2月23日、解約理由は売買のため。以上です。

議 長 はい、以上説明がありましたが、只今より質疑を行いたいと思います。
何かご質問はありませんかねえ。この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。
ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、つづきまして議案第11号、農地法第4条の規定による届出について、これも報告案件ですが説明をお願いします。

事 務 局 報告第11号、農地法第4条届出報告について説明します。
申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目字岡ノ神戸823番1、地目は畑、面積は677㎡、外1筆、計2筆で823㎡です。転用目的は賃貸住宅、建築延面積は424㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要です。資料は8番、調査員は事務局井上です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、只今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。もうこの土地の両脇には家が建ってます。地図ではですね、赤い所を塗ってますけれども、その両脇にはもう既に家が建ってます。まあ、市街化区域内ですので、まっ、報告案件となっておりますので報告のみとさせていただきますが、ご異議ございませんかねえ。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、続きまして議案第12号、農地法第5条の規定による届出について、これも報告案件ですがよろしくお願いします。説明をお願いします。

事 務 局 報告第12号、農地法第5条届出報告について説明します。
1番、受付日、平成28年2月17日、譲渡人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、
[REDACTED]、申請地は土佐山田町宝町3丁目49番2、地目は畑、面積、75㎡、転用目的は駐車場、庭、権利の種類は所有権移転の贈与で、建築延面積は0、区域区分は市街化で、開発行為は不要です、資料は9で、調査員は事務局井上です。

2番、受付日、平成28年3月4日、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は、土佐山田町字須江野開596番1、地
目は畑、面積は、238㎡、括弧実測305.88㎡の内279.80㎡、外2
筆、計3筆で918.11㎡、転用目的は宅地分譲、権利の種類は所有権移転の
売買で、建築延面積は0、区域区分は市街化で、開発行為は不要です。資料は1
0で、調査員は事務局井上です。以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、只今より皆さん方から質疑、質問を受け
たいと思いますが、何かございませんかね。

この件につきましてもですね、市街化区域内の宅地化ということになってます
ので、まっ、報告案件になっておりますので、ご了承いただきたいと思います、
何かご質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長

なければですね、採決に入ります。

議案第12号 農地法第5条の規定による届出であります、報告案件ですの
で、すみません報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第13号 香美市農用地利用集積計画について、諮問でありま
すが、この説明をお願いいたします。

事 務 局

諮問第13号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。

1番、貸付人、
、借受人、
、申請所在地は土佐山田町岩次字大リョウ26番、地
目は田、面積は578㎡、外3筆、計4筆で合計2,581㎡、借受人の経営面
積は15,694㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28
年4月1日から平成33年3月31日、10a当りの借賃は2,325円、全体
で6,000円、資料は11、借賃は1俵当たり12,000円に換算しています。

2番、貸付人、
、借受人、
、申請所在地は土佐山田町岩次字東タクラ119番1、
地目は田、面積は1,741㎡の内1,500㎡、借受人の経営面積は12,8
52㎡、作物はニラ、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年4月1日
から平成33年3月31日、10a当りの借賃は26,667円で40,000円、
資料は12です。

3番、貸付人、
、借受人、
、申請所在地は土佐山田町京田字東京田3
44番、地目は田、面積は1,259㎡、外3筆、計4筆で合計3,549㎡、
借受人の経営面積は11,317.88㎡、作物は洋ラン、権利の区分は賃借権
の再設定、期間は平成28年4月2日から平成34年4月1日、10a当りの借
賃は37,193円、全体で132,000円、資料は13、借賃につきまして
は1俵当たり12,000円に換算しています。

4番、貸付人、
、借受人、
、申請所在地は土佐山田町字浜道ノ東743番、地目は
田、面積は3,163㎡、借受人の経営面積は3,240㎡、作物はニラ、権利
の区分は賃借権の設定、期間は平成28年4月10日から平成48年4月9日、
10a当りの借賃は104,331円で330,000円、資料は14です。

5番、貸付人、
、借受人、
、申請所在地は土佐山田町林田字カリヤ150
番、地目は田、面積は2,888㎡、借受人の経営面積は35,059㎡、作物
はニラ、権利の区分は賃借権の設定、期間は平成28年6月1日から平成32年
12月31日、10a当りの借賃は7,618円で22,000円、資料は15

です。

6番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請所在地は土佐山田町山田字神ノ木2252番、地目は田、面積は1,210㎡、借受人の経営面積は206,885㎡、作物は生姜、権利の区分は賃借権の再設定、期間は平成28年6月3日から平成33年6月2日、10a当りの借賃は68,843円で83,300円、資料は16です。

7番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請所在地は土佐山田町山田字神ノ木2253番、地目は田、面積は3,447㎡、外1筆、計2筆で合計5,185㎡、借受人の経営面積は206,885㎡、作物は生姜、権利の区分は賃借権の再設定、期間は平成28年5月9日から平成33年5月8日、10a当りの借賃は78,584円と66,456円、全体で386,380円、資料は17です。

8番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請所在地は土佐山田町宮ノ口字西久保381番、地目は畑、面積は6.57㎡、外1筆、計2筆で計1,579㎡、借受人の経営面積は2,365㎡、作物は大麦、権利の区分は賃借権の再設定、期間は平成28年4月8日から平成31年4月7日、10a当りの借賃は18,999円、資料は18です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

以上説明が終わりましたので、只今より質疑を行いたと思いますが、何かご質問はありませんかねえ。

委員(16番)

4番ですけど、330,000円と言うのはハウスごみですか。

議 長

ハウス込みだと思います。ハウスが建ってます。

4番、[REDACTED]さんが貸した分ですけれど、[REDACTED]さんは息子さんに貸しちよったけれども、息子さんののを借り替えてよねえ、それで今度この[REDACTED]さんという人に貸してというかたちになっています。ニラを作るらしいです。

ほかに質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長

はい、質問が無いようですので、議案第13号 香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、全員賛成です、ありがとうございました。

議案第14号 使用貸借終了農地返還通知報告について、これは報告です。すみません、お願いします説明を。

事 務 局

はい、報告第14号 使用貸借終了農地返還通知について説明します。

貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町字浜道ノ東743番、地目は田、面積は、3,163㎡、返還理由は借り手の変更です、終了年月日は平成28年3月1日です。以上です。

議 長

以上説明が終わりましたが、さきほど言った[REDACTED]さんが貸しておったのを、借人を替えた、ということになります。この件につきまして何かご質問はありませんかね。この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます

が、ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長

はい、続きまして、議案題15号 香美市農業振興地域整備計画の変更について諮問であります、この説明をお願いいたします。

事 務 局

はい、議案第15号 香美市農業振興地域整備計画の変更について説明します。

1番、土地所有者、転用予定者共に[]、[]、除外する土地の概要は、明治3、土佐山田町戸板島字北236番、地目は、公簿畑、現況宅地、指定用途は農地、変更面積は29㎡、除外後の用途は駐車場、隣接所有者同意の有無は有、都市計画区域との関係は、市街化調整区域で資料は19です。

2番、土地所有者、[]、[]、転用予定者、[]、[]、除外する土地の概要は、大楠植2、土佐山田町植字ツエ坂792番、地目は、公簿畑、現況山林、指定用途は農地、変更面積は102㎡、除外後の用途は山林括弧非農地、隣地所有者同意の有無は、隣接農地無し、都市計画区域との関係は市街化調整区域で、資料は20です。

3番、土地所有者、転用予定者共に、[]、[]、除外する土地の概要は、佐岡3、土佐山田町西後入字ケイトク657番10、地目は、公簿、現況共に田、指定用途は農地、変更面積は56㎡、除外後の用途は墓地、駐車場、隣地所有者同意の有無は、隣接はすべて自己所有地、都市計画区域との関係は都市計画区域外で、資料は21です。

4番、土地所有者、転用予定者共に、[]、[]、除外する土地の概要は、佐岡2、土佐山田町佐竹字カイゾロエ762番、地目は、公簿、現況共に田、指定用途は農地、変更面積は241㎡の内22.5㎡、除外後の用途は墓地、隣地所有者同意の有無は、有、都市計画区域との関係は都市計画区域外で、資料は22です。

5番、土地所有者、[]、[]、転用予定者、[]、[]、除外する土地の概要は、片地3、土佐山田町宮ノ口字三代田、地番が1033番1、地目は、公簿、現況共に田、指定用途は農地、変更面積は39㎡、外2筆、計3筆で131㎡、除外後の用途は薪の乾燥場、作業場、隣地所有者同意の有無は有、都市計画区域との関係は市街化調整区域で、資料は23です。

6番、土地所有者、[]、[]、転用予定者は、[]、[]、除外する土地の概要は、片地3、土佐山田町宮ノ口字サイダ1021番、地目は、公簿畑、現況山林、指定用途は農地、変更面積は66㎡、外3筆、計4筆で598㎡、除外後の用途は山林括弧非農地、隣地所有者同意の有無は有、都市計画区域との関係は市街化調整区域で、資料は24。

7番、土地所有者、[]、[]、転用予定者は、[]、[]、除外する土地の概要は、片地3、土佐山田町間字鎌田丸49番、地目は、公簿、現況共に田、指定用途は農地、面積は、変更面積は419㎡、外1筆、計2筆で427.98㎡です。除外後の用途は宅地、隣地所有者同意は、有、都市計画区域との関係は市街化調整区域で、資料は25です。

8番、土地所有者、[]、[]、転用予定者は、[]、[]、除外する土地の概要は、片地2、土佐山田町山田島字神母ノ木川原529番1、地目は、公簿田、現況休耕地、指定用途は農地、変更面積は881㎡、括弧実測1、639.99㎡の内、859.76㎡、外2筆、計3筆で1,753㎡、括弧実測2、733.42㎡の内1,349.75㎡、除外後の用途は太陽光発電施設、隣地所

有者同意の有無は、隣接はすべて自己所有地、都市計画区域との関係は市街化調整区域で、関係部局との調整状況は協議中です。資料は26です。

9番、土地所有者、転用予定者共に、
、除外する土地の概要は、美良布3、香北町菰生野字東上ハナロ770番1、地目は、公簿、現況共に畑、指定用途は農地、変更面積は58㎡の内30㎡、除外後の用途は墓地、隣地所有者同意の有無は、有、都市計画区域との関係は都市計画区域外で、資料は27です。

10番、土地所有者、
、転用予定者、
、除外する土地の概要は、美良布4、香北町美良布字土居屋敷981番、地目は、公簿、現況共に田、指定用途は農地、変更面積は683㎡、除外後の用途は建築条件付分譲住宅、隣地所有者同意の有無は、有、都市計画区域との関係は都市計画区域外で、資料は28です。

11番、土地所有者、
、転用予定者、
、除外する土地の概要は、美良布4、香北町美良布字島田649番1、地目は、公簿、現況共に田、指定用途は農地、変更面積は927㎡、外1筆、計2筆で1,366㎡です。除外後の用途は建築条件付分譲住宅、隣地所有者同意の有無は、有、都市計画区域との関係は都市計画区域外で、資料は29です。

12番、土地所有者、
、転用予定者、
、除外する土地の概要は、美良布4、香北町美良布字北ノベ567番、地目は、公簿、現況共に田、指定用途は農地、変更面積は126㎡、除外後の用途は宅地括弧倉庫、作業場、駐車場、隣地所有者同意の有無は、無、都市計画区域との関係は都市計画区域外で、資料は30です。

13番、土地所有者、転用予定者共に
、除外する土地の概要は、美良布8、香北町岩改字新屋敷2083番、地目は、公簿、現況共に田、指定用途は農地、変更面積は798㎡の内12,21㎡、除外後の用途は墓地、隣地所有者同意は、無、都市計画区域との関係は都市計画区域外で、資料は31。

14番、土地所有者、転用予定者共に
、除外する土地の概要は、在所7、香北町根須字西番屋敷593番、地目は、公簿、現況共に畑、指定用途は農地、変更面積は142㎡の内33㎡、除外後の用途は墓地、隣地所有者同意の有無は、無、都市計画区域との関係は都市計画区域外で、資料は32です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので只今より質疑を行いと思いますが、何かご質問はありませんかね。

委員 (9番) 整理番号8番、資料26、
さんという方のこの土地は元々は田でして、いつごろに、何年ごろにどういう経緯でか分かりませんけど、聞いてます？
その、どういう経緯でかを聞きたいですけど。

議 長 話を聞くと、何かあの、残土か何かを災害があったときに持って来たとか持って来てないとか。

委員 (9番) え〜と、片地川が・・・

事 務 局 はい、はい、片地川の右岸ですね。

委員 (9番) 堤防が切れた時に、その時の改修工事の時に残土をここへ置いた。

事務局	県の河川の災害復旧工事の時に、あそこは最後まで水は引かずにですね、で、嵩上げということで、残土場を兼用してやってくれという風なかたちで土を置いたという風なことは聞いております。 当時私は、建設課に居りましたので、残土捨て場として県が使うということは聞いておりました。はい。
委員 (9 番)	それから今の状態に。
事務局	はい、そうです。その後、畑に戻すという、はい。
委員 (9 番)	畑に戻すという。
事務局	はい、ことを言いよったんですけど、その後、私どもは確認はしてないです。
議長	と、いうことは、農地でそのままにして、畑にするということは、畑で使うのか、果樹を植えるか何かそういうふうにするということよね。 そういう意味合いで、県がその災害復旧でここから水がはけんかったき、土を入れたと。土もどうせ持っていく所が近くにあってですね、非常に便利であってそこに埋めたということやけれども、その時に、例えば一時転用とか、それから、これをもう畑にするやったら畑にしますよという処理をよねえ、きちっとしてくれちゃったら、こういう問題は出てこんかもわからんがよ。
事務局	そうですね。
議長	ほんで、私らがいうのは民間じゃないよと、県とか市とかがやるんやったらよねえ、もっとこう、かっちりしたやり方をやっちゃかにゃあいかなじゃなかったかねと、いう言い方はしたいがです。
事務局	はい。
議長	まあ、あの、現況はそうなっていて、周辺にもですね、自分の農地があって、まあ、隣地の承諾は得なくてもいいよ、と、言うことですね。 それからこの、12、13、14の隣地の承諾が無いというのがですけど、12についてはですね、建物が建ってますよね。これもなんら問題にはならんがですか。資料30、まあ、これ影がたぶんこういう風に行きゆうき、南側が農地よね。
事務局	はい。
議長	北側が道よね。ほんで、影の問題については、
事務局	特に問題ない。
議長	特には問題は無いと。ただ、けど、どうしても隣地には承諾をもらいたいけんどねえ。
委員 (10 番)	事務局、もろうてないかなあ。もらいに行くって言いよったけど。
議長	けど、同意無しになっちゆうきよ。
事務局	すみません、あの、そろってないというので後日提出予定で、今のところ無しなっています。

議 長 ま、あの、近隣からの問題がないということであるがやけど、何か問題が発生した時にはよね、ちょっと困りやあせんろうかと思うけど。

事 務 局 一応、担当の行政書士さんには問題ないって言うてもそれはいけないので、もらってくれるように、急いで出してもらおうようには言うてます。

委員(16番) すいません、うち、うちのですこれは。

委員(5番) これ、もう建ってもう一年以上たっちゅうけど。

議 長 ほんで、その間に何ら苦情も問題も無く過ぎてきちゅうということよねえ。

事 務 局 コンクリートも相当古いですねえ。

議 長 ただ、問題になったときに困るというのは、農業委員会も今になって転用を認めるっていうか、農振から除外しゅうけどよ、その、問題があったら農振から除外も妙にこうストップかかってきやせんろうかという思いもします。

委員(16番) もらえると思いますが、12番は。

議 長 ああそう、はいはい。

ほんで、13番の■■■さんのお墓を見るとこれ、写真で見ると31-2を見るとですね、まっ、これ問題ないよねえ。こういう所へ建てるのやき、隣地のが無くっても、上が同筆で段差があって、同筆なら自分のところやろうき。

それから、14番についても、今こんな木がどっさり生い茂っちゅう所の真ん中やき、たぶん周辺自分の土地やろうか。境界を接しちゅう感じもないきよねえ。

委員(5番) すぐ近くに自宅はある。

議 長 自宅がある。ほんでまあ、隣地は無しでも分からんことは無いけど、無しじゃなくてよほら、自己所有地とでも書いてくれちよつたらすつと分かるよねえ。無しっていうが・・・周辺が自己所有地やったら問題ないき。まっ、そんなことですが、何か皆さんからご質問ありませんか。

—— 質疑・意見なし ——

議 長 ないようです。はい、どうぞ。

推進委員(3番) 資料31ですけど、整理番号13かねえ、これ、野市何とか線のすぐ横に墓地を作るという、まあ、これは別に問題ないけど、仮にここへ、あの、お参りするとなると車というか、この横へ置かれると困るんじゃないか。
ま、そういう駐車場とか。

推進委員(10番) そのカーブの下に、あのう、広い駐車場があります。

議 長 ありますか、はい、分かりました。

ええと、他にありませんか。

なければ、採決に入りますがご異議ございませんか。

—— 異議なし ——

議 長 はい、それでは議案第15号 香美市農業振興地域の整備計画変更につきまして諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、どうも全員賛成です。ありがとうございました。

続きまして、議案・・・あつ、はい。

すません、ひとつ軽微な変更が抜かっておりました。私の方から抜かっておりました、すません。ページ数13ページこの説明をお願いします。

事 務 局

はい、同じく議案第15号 香美市農業振興地域整備計画の変更について、軽微な変更分について説明します。

1番、関係者、土地所有者、転用予定者共に[REDACTED]、[REDACTED]、用途区分の変更を行う土地の概要は、片地4、土佐山田町逆川字大改地1169番1、地目は公簿、現況共に田、指定用は農地、変更面積は250㎡の内45.51㎡、用途区分変更後の用途は農業用施設用地、都市計画区域との関係は都市計画区域外、資料は33です。以上です。

議 長

以上説明がありましたが、軽微な変更についてです。

この点につきまして何かご質問がありましたら受けたと思います。何かありませんかね。

ここも格段、周辺から同意をもらわないかんという風なかたちじゃという。

事 務 局

あもう、隣は逆川地区の農業集落排水事業の処理場になっております。

議 長

と、ということです、説明を終わらせていただきます。

この軽微な変更を含めまして、議案第15号 香美市農業振興地域整備計画の変更につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。

最後になりますが、その他の件につきまして、いくつか連絡をしたいことがありますので、事務局の方からよろしくお願いをします。

事 務 局

まず最初に、3月の委員会で保留となっております、3条申請について現在の状況をご報告させていただきます。

今回、新しい委員さんもらっしやることから、簡単に経緯をご説明しますと、3月の委員会で申請のあった農地法第3条の申請3件について、判断を保留しています。何れも譲受人は同じ方です。3件の内1件については裁判で争われたもので、譲受人の勝訴により譲受人単独での申請があったものです。

譲受人の経営農地の中には、耕作が行われていると認められない土地がありましたので、新たに農地を取得しても効率的な営農が行われると判断がしにくく、また、裁判で争われた土地に関しましては、譲渡人が売買契約後にゆずを作付けしており、このゆずの所有権が明確でまま許可が可能などうかに疑義が生じていたため判断を保留しているものです。

会の後、譲受人にその旨をお伝えしたところ、自己の経営農地の管理が行き届いていない事は理解しており、解消を行うがすぐには難しいので、4月上旬頃までには行うので待つて欲しいとのことでした。

また、裁判で争われた土地のゆずについては、中四国農政局の見解では、ゆずの所有者との協議が必要ではないかとの見解でしたが、なお、市の顧問弁護士に確認を行いました。

弁護士からは譲受人は譲渡人に対して所有権の確認、または、ゆずの木の撤去を求める訴訟を提起すれば、何れかで勝訴し、また、その過程で和解による金銭的な解決も含めると目的を実現できると判断されるため、このようなスパンで考

えるならば、協議が出来ていないことのみを理由として、農地法第3条の許可を拒否することには疑問を感じる。

しかし、ゆずの協議が整っていない中で許可を行い、後日、紛争が起こった場合、譲渡人から農業委員会に対しての訴えがある可能性も否定できない、とのご意見をいただきました。

以上のことを踏まえ、今後の農業委員会の対応として、一度期限を切る必要もあるかと思しますので、4月15日を期限として耕作放棄地の解消を行うこと。

ゆずの木については4月15日間で所有者と協議を行うか、協議を行えない理由がある場合は、将来において何らかの問題が生じた場合、申請者の責任において対応する旨の申立書を提出してもらい、というどちらかを探ってもらうことで申請者にお話をしたいかと思いますが、如何でしょうか。

議 長

以上のようなことでですね、事務局のほうが対応していただいています。

それから先般、前回の資料の中でこの資料を皆さんにお渡しをしたと思うんですが、これの上の8筆、平山までに曾我部川とか、新改の方に土地を持っています、本人が。それで、新改の中西幸四郎君と、え〜と、もう一人誰やったぞねや。

幾井和雄君と三人がですね現場にですね、見に行ったらしいです。ほんで、まあ、周辺も、もうあのう、休耕というか耕作不適地というか、車も入らんような所があつてですね、まあ、あのう、非農地という風な扱いをしても、もうしかたないやないかね、という風な判断を中西君らあわ、したという風に聞いてますが、まあ、後日事務局とまあ話をしましたけれども、これは普通3条申請をせん人やったら、まあ、そこが耕作不適地ですね、まあ、放つてもかまんろうとかいう風な話になるかもしれませんが、3条申請をするということになると、自己所有地に関してはきちっと管理をしよらないかと、ただ、管理ということについては年に一回位草を刈ってですね、管理をしよったらええかえ、ということにもなるんですけども、全然その、草刈もしていないような状況で、管理をしゅうということには認められんじやないろうかという風な思いもします。3条申請がなければ、なければ、なんら問題ないかも分からんけれども、土地を、自分のものに移転をするということになると、自分の土地については管理をきちっとするというのが一つの建前ですので、まあ、どうしたもんかなあと、いう判断をしています。

ただ、あの、事務局が言ったように一応4月の15日とかね、を目途にですね、どういう風にするのかを、本人に決めてほしいと、もしそれが、報告が無かったらですね、前回の会では保留にしていますけれども、ま、不採択という風にしてもしかたないじやないろうか、という判断をしています。それをまた、5月の段階で分かるよねえ。その時にまた報告をさせていただきますので、そういう扱いにさせていただきますが、かまいませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長

はい、ありがとうございます。はい。

事 務 局

ちょっと法的なことで、裁判の判決が絡みましたので、市の顧問弁護士のほうに時間をとっていただきまして、事務局ほうが直接会ってですね、相談をさせていただきました。それによって、弁護士のほうの見解ということでですね、先ほど報告させていただいた通りとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長

ええと、他にもありますので事務局のほうからすみません。

事 務 局

はい、続きまして農地法との改正に伴いこの4月1日から農地の転用制度の仕組みが大幅に変更されました。これまで転用申請については優良農地や生産性の

低い農地、転用面積の大小、転用目的に係らず全ての案件について農業委員会で審査された後、県が農業会議に諮問を行ってきました。

これが、法改正により今後は、転用面積が3,000㎡を超えるものや、農業委員会が必要と認めるものについてのみ、農業委員会で審議された後、農業委員会が直接農業会議へ諮問を行うことになりました。

これにより、転用面積が3,000㎡以下の案件は農業委員会での審査の後、すぐに県での審査へ上げられるため、これまでより許可までの日数が短縮されることになります。

しかし、今回諮問機関である農業会議から農用地区域内農地や優良農地、例えば圃場整備された土地であるとか、10ha以上のつながりがあるような農地ですが、については、法令での定めはないものの農業委員会が必要と認めるものとして諮問会議にかけてほしいとの要望がありました。

諮問を行う場合、諮問会議を経た後に県での審査になるため、許可までの日数が諮問を行わないものと比べて約1ヶ月長くなります。

このことから、法令に定めのないものを諮問会議にかけたことについて、申請者から農業会議に対し、説明を求められることも考えられます。

今後、農業委員会として農業会議の要望通り農用地区域内農地や優良農地について、全て諮問を行う必要があるかどうか、それとも法令通り3,000㎡を超えるものや、農業委員会が必要と認める場合についてのみ諮問を行うかどうか、ご協議いただきたいと思います。

例えば、今日、今月出てる案件でいいますと、農地法第4条と第5条それぞれ1件ずつ申請が出ております。

農地法第4条のほうについては、備考欄のところに農地区分2種農地と書いております。これについては優良農地、2種農地というのは、優良農地の部類には入りませんので諮問会議にはかける必要は無いということです、が、農地法5条の許可申請のほう、こちらについては、農用地区域内の農用地でありますので、一時転用ではあり、面積も271㎡と小さいですが諮問会議にかけて欲しいとのことです。

優良農地とか農用地内ということで線を引きますと、例えば、優良農地に建てる墓地なども諮問会議にかける必要が出てきて、申請期間も1ヶ月間位延びることになります。説明は以上です。

議 長

優良農地と判断するかしないかについてですね、それぞれ現場で見てから、ケース・バイ・ケースっていうのもあると思います。

ただ、一括りに構造改善をして1種農地と認められちゃうけれども、分家住宅はかまいませんよとか、農業者が住宅を建てる場合はかまいませんよとかいう規定もありますので、出てきたもの全部、今までは県に上がってきたものを県の常任委員会で審議をしてましたが、それを今度は県がしません。

県にかけたい場合には、市町村の事務局が行って説明をして、許可もらわないかんようになるがやね、今度ねえ。

はい、そういうことになってますんで、これから先も幾つかそういうケースが出てくると思いますんで、県のほうと十分協議をしながらですね、進めて行きたいと思います。

それで、事前にこれを県にあげるという案件については、ある程度県に責任を持っていたかということになるわけですが、県にあげないものについては、香美市の農業委員会がですね、なぜあそこを認めたなというふうなことについては十分に、まっ、どう言いますか、答弁が出来るような状況で許可をしちよかないかん、ということになりますんで、これから先よろしくお願ひしたいと思います。

農業会議へかけるか、かけんかについてですはねえ、うちのほうで十分検討してよねえ、まっ、一律という、一律の線が、かつちりとした線があるとうけんど、それに、準ずるとかいうふうな、ちょっとニュアンスが何かあるろうと思うけれども、その時にその時にまた事務局のほうから十分その時は、説明をいただいて

ですね、かけないかん、かけるによばんを、まっ、あのう、かけたらどうですか
といういうのが出てくるがよねえ。一律やないろう。

事務局

いや、農業会議の要望は、1種農地と農用地区域内の農地は一律にかけてほしいということになります。

議長

その時はほんで説明に行かないかん。

事務局

説明に行くようになります。

農業会議の要望に沿うとするならば、今回の5条に出てます、その、一時転用資材置場についてもかけるようになりますが、案件によって一個一個かけたほうが良いと判断して行くということであれば、そのように決めていただきたいですが。

議長

まっ、ちょうど変わり目でよねえ、妙にこう分からんところもあるがですよ。ほれで、事務局のほうも色々と煩雑な事になろうかと思えますけど、かけないかんもんについては、全てかけていかないかんと思えますんで、その所の判断はまた。

事務局

ただ、今月出ちゅう案件2件については、かけるべきかどうかというのは判断を。

事務局

5条？

議長

4条、5条。

事務局

4条が求められてはいないんですけど、5条については農用地です。

事務局

5条はええじゃない？
期限付きの一時転用やろう。

事務局

はい、そうです。

議長

いや、そうよ、私もほんで一回説明もろうたよねえ。

これ、もう、一時転用やきよ、最終的には元へ戻すもんやきよねえ、私は良いんではないですか、という判断をしています。ただあの、この土地についてどうこういうわけじゃないけれども、条件にもよるよねえ。

1種農地でも下へ、シートを敷いてそれから土を盛り土してよねえ、それから駐車場にしちよって、最終的にはこう、とってかえって元の農地に戻すというのは、そもそも、最低限してもらわないかんけれども、この土地についてそこまで、その、もうすでに埋め立てになってますきねえ、ほんで、まっ、ここへ元に戻すということであれば、済んだ時には、果樹でも植えるとかいう風なことをしていただければ、私はかまんと思えます。

ただ、あの～、どう言うたらええ、耕作が出来るように綺麗に上土を入れてですねえ、ええ、戻せという風なことにはなかなか、あの、全部が全部その必要性があるかなあ？、いう風な判断はしてます。

これは、わたしは良いと思えますけど、皆さん方にも、まあ、ご意見聞いてそれを県のほうへここまで出しよったら、出す案件がかなり出てきやせんろうかと思えますけど。

事務局

そう、かなりよけになりますねえ。

議長

まあ、それをかけよったら1ヶ月遅れるということよねえ。

ここでしちよいて、また県へかける・・・

事務局

ここで諮問にかけける場合は農業委員会経た後に、農業会議を経てその後に県へ行くようになります。

諮問会議を行わない場合は、農業委員会から直接県へ申請書が上がり、県知事の許可に。県の審査は最終的に同じようにされます。

農業会議というクッションをはさむかどうかということで、期間がひと月位違います。

事務局

1種農地等については必要なというふうなかたちです。基本的には、原則として。その他については、その都度、ケース・バイ・ケースで判断していくというかたちが一番現場には合ってるのじゃないかという判断をしていますけど。

議長

事務局とでケース・バイ・ケースで協議しながら、あのう、皆さん方にはまたご報告はさせていただきます。

ただねえ、1種農地で先月出てきたやつで、四万十町で5,000㎡、そこで約400kW/hの太陽光の発電が出来ます。それは、構造改善してます。

何でそこで出来るか言うたらねえ、駅から300m以内は、2種農地になるんやとねえ。そういうのが出来るのやと。ほんで、インターチェンジからも300mやと。ほんで、高速道路が延びてきて、どっかへインターチェンジができれば、そこから300m範囲はねえ、1種農地にはならんらしいですよ。

そういう緩和措置もあるらしいです。ほんで、まあ、後から来た者が、という言い方もあるけれども、'まあ、そういうことになっちゅうらしいです。

事務局

基本的に3,000㎡以上という、それはもうかける。

3,000㎡以上とか、それから1種農地、それについてはもう諮問へかけていくと、まっ、原則的に、原則的にかけるということ。

議長

ほんで、さっき、課長が言われたように3,000㎡以上とか、1種農地、1種農地言うとかやっぱり構造改善をした10ha以上の広がりがある農地については、県に諮問かけるということで行きたいと思います。

事務局

基本的にそう言うふうな、条件に整った分については諮問にかけていくということで、その他の案件につきましては、ケース・バイ・ケースでするので、今回のようなかたちでしたら、特にかける必要も無いんじゃないかと、判断が出来る場合は農業委員会のほうで、もう直接県のほうに諮問を通さずに行くと、いうようなかたちでいかがでしょうか。

—— 異 議 な し ——

事務局

それでは、農業委員会の今年度の定例会の開催予定についてご説明させていただきます。お手元に三枚位の資料があると思います。

事務局

こちらの部分です、予定表って書いた分。

定例会開催日程括弧予定というものです。

事務局

原則、月のですね第一週の木曜日を予定しております。ちょっと4月と5月は金曜日になっておりますが、原則そうとなっております。それと、12月につきましては、期限の関係で11月の末を予定しております。また変更等があれば事前にですね、開始時間や開催場所の連絡をいたします。

それで推進委員の皆様にもですね、参加していただきたいと思いますので、参加する予定があれば、出来れば事前に農業委員会の事務局まで連絡いただければ有難いです。

それと、調査員になられた場合は、必ず農業委員会のほうに出席していただきたいです。それと、推進委員の皆様、農業委員の方もですけど、農地パトロールについてですね、昨年までは年一回、山田、香北、物部を三地区に分けて行っておりましたが、今年度から推進委員が選任されましたので、年二回、各月ですね、別々にですね、予定して、この予定表の二枚目以降になってるように今計画しております。

それと、四半期に一回運営会議を開催する予定をしておりますので、その日程も予定しておりますので、これでよろしいでしょうか。

議 長

すみません、この二枚目の事務予定表というのは、先ほど推進委員の皆さんにはですねえ、前田君が説明をしてくれましたかねえ。

はい、初めてのケースですが、そういうふうな進め方ですねえ、今年は取り組んでみたいというふうに思ってますので、よろしく願いをしたいと思います。

事 務 局

お手元の資料の中にですね、確認の際のポイントという資料があると思います。こちらについて、ちょっと説明させていただきます。

農業委員さんと推進委員さんについて、転用、農地を農地じゃ無くする、まあ、農地から墓地に変えたり、農地から宅地に替える申請がうちの方に出てきて場合には、申請者さんに対して、農業委員さん若しくは推進委員さんとの現地確認、というのを事前をお願いしております。

その際の、ポイントについて説明させていただきます。

まずですねえ、申請者さんから直接委員さん若しくは推進委員さんのほうに連絡が来ますので、いい日を選んでいただいて、申請地、現地のほうへ赴いていただきます。

その時にですねえ、ええと、転用することによって他の農地に影響を及ぼさないか、周辺の農地の所有者、耕作者が別にいらっしゃる場合はその方も含めて同意は得ているか。同意範囲については、法律上は隣地という事でなくて周辺の農地という事になっておりますので、道路とか水路を挟んでおってもその向かい側まで同意をいただくことが必要となっております。

また、雨水も含め、汚水など排水を伴う場合は、その流れ先の水路の管理者の同意があるかどうかについて確認していただきまして、そのチェックが一応済みでしたら、つぎ二枚めくっていただいてですね、農地移動証明、こういう紙を、申請者さんが持ってきますので、赤丸で囲んであるところに、お名前と判を押す場所がありますので、確認しましたということでお名前と、判を押していただいたらと思います。

農地移動証明、4条と書いてあるものと、つぎのページ5条というのがあります、内容はほとんど同じですので書いていただくのは、5番、農業委員の総合意見のところの日付を書く欄と、お名前を書く欄がありますので、日付とお名前を書いていただいて、それをそのまま申請者さんに渡していただいて結構です。

それを添付して申請者のほうから委員会のほうに申請が上がって来るようになっております。

続いて、非農地証明書についてですが、こちらについては既に現状が農地で無くなっている状態のときに出てくる申請です。

これの確認のポイントとしましては、農地として、復旧が困難な状態であるかどうか、と、転用行為から15年以上経過しているか、と、またこれも同じように周辺の農地所有者及び耕作者の同意は得ているか、というところについて確認をお願いします。

ちょっと抜けてますが、こちらまあ、道路とか、水路などがあってもその向側の農地所有者とか耕作者の同意が必要です。

4条、5条非農地どれにも言えることですが、道幅がすごく広いとか、そういうことで影響がないと、農業委員さんが判断された場合には、同意が必要ない場

合もありますが、それはまあ、委員会のときに委員さんのほうから説明していただいて、えっと、委員会のほうで承認をもらうということをお願いをしたいと思います。

非農地証明の意見書については、この右側の、日付と、お名前とハンコをお願いします。

事務局としましては、申請者さんから、委員さんの連絡先を教えるときには、はじめに農業委員さんの連絡先をお教えしますので、地区によっては推進委員さんのほうがその地区について詳しいとかいうことであれば、農業委員さんから推進委員さんのほうに連絡を取っていただいて、推進委員さんは現地確認を行うということで、どちらが確認を行うかについては委員さんと推進委員さんの間でお話をいただければ、と、思います。以上です。

議 長

分りましたかね。そのようにお願いしたいですが何か質問があれば。

—— 質疑・意見なし ——

議 長

格段無いようですね。次は。

事 務 局

5月の委員会の日程についてお知らせします。

5月は6日金曜日で、通常の会の後に、研修を予定しています。この研修には推進委員さんもお出席をお願いしたいので、後日案内文章を送付させていただきます。夜には懇親会も予定しています、懇親会の案内はお手元にあるかと思うので、欠席の場合でもご連絡をお願いします。

議 長

これ、開催時間は。

事 務 局

議案の量などにもよりますので、また開催案内をお送りします。

議 長

何か質問はありますか。

—— 質疑・意見なし ——

格段無いようですので、本日の会をこれで終了したいと思います。どうもお疲れでした。

閉 会 (15時52分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心 

署

名

人

三谷富重 

署

名

人

大岸高晴 

()

()